

野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について
 (平成31年度第1報)

仙台市、白石市、岩沼市、蔵王町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町及び大和町で採取されたイノシシの肉について、放射能物質の測定を行ったところ国の基準値(100ベクレル/kg)を超えるものではありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付で、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

記

1 測定結果

(単位:ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	柴田町入間田	25	100	H31.4.23	R1.5.16
	岩沼市南長谷	14		H31.4.23	
	丸森町金山字谷地木戸	22		H31.4.24	
	亶理町逢隈	21		H31.4.28	
	川崎町大字前川字浪形	10		H31.4.30	
	蔵王町宮字柵林	24		R1.5.4	
	蔵王町宮字内方	71		R1.5.4	
	大和町吉田字五福院	不検出		R1.5.9	
	大和町吉田字西原	11		R1.5.9	
	白石市福岡八宮	12		R1.5.12	
	仙台市青葉区茂庭	不検出		R1.5.13	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 令和元年5月16日
 3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター
 ゲルマニウム半導体検出器
 4 検出下限値 12.2～18.2 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。